

農地法第4条・第5条届出について

富士市農業委員会では届出に関する事務処理の基準日を原則毎月5日、15日、25日に定めており、これらの日に届出書の締め切り、届出受理書の交付を行っております。事務処理期間はおよそ10日となっております。届出受理書交付までの流れは以下のとおりです。

